Ⅲ-01.知財(IP)戦争とは、言葉の戦いでもある

IP 戦争とは、詰まるところ言語の戦いある。表題のスローガンを実現させるためには、世界の主要言語である英語と互換性(変換できる)のある、やさしい日本語を意識することが始点である。それは世界の共通(普遍)事項の記述を英語へ容易に変換できる「文明日本語」のことである。

それは 日本文化に根ざした抒情的で「美 しい日本語」でなく伝わる「やさしい日本語」のことである。では、どのようにして「やさしい日本語」を書けばいいのだろうか。

じつは極めて単純である。英語で記述されている「物・事・考え」と同じ内容を 日本語 文章で明快に書けるように訓練し、その言語構造に慣れれば済むことである。

世界の普遍事項を論理的に明快に書き表すことにおいては、英語が格段に適しており整備されているから、とにかく真似するのが手っ取り早い。

多くの日本人は、残念ながら日本語とその文化が抱えている問題について深く考えることはなかった。「文化が言語を作り、言語が文化を育てる」ということに対して、無神経であったから母国語と英語を対比する視点を持ち合わせていなかった。

日本人は自分の考えや、「物・事」を伝える為の論理力が弱いと言われている。それは、論理的に文書を作成する訓練や物事を論理的に述べる訓練が全教育課程において実施されていないからである。

我々日本人は、この世界の共通事項を論理的に明快に誤解なく伝えるため、もう一つの日本語を持つ ことが必要となる。それは、<u>日本人と文化を異にする世界の人々に語りかける、あるいは橋渡しをするための オープンでやさしい日本語、それが「文</u>明日本語」である。

声を大にして言いたい!多くの日本人がその気になれば、日本人としてのアイデンティティを失うことなく世界へ「物・事・考え」を伝えるための第二母語、すなわち「文明日本語」を構築することは可能である、と。



Ⅲ-02.世界へ「物・事・考え」を伝えるの「文明日本語」

日本語文章という主題の全体を眺めてみると、読んで理解が難しい曖昧な文章は、そこら中にあることに気づく。わかり難い文章の最たるものとして槍玉に挙げられているのが、法律家が作成している 裁判の判決文と官僚が作成している官公庁の各種フォーム文書である。

世界の人々に「物・事・考え」を伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、それらを明快に記述する言語を用意し、誤解なく伝えることが重要である。つまり、世界人々に何ごとかを伝えるために我々は、論理的で且つ明快に記述する文章能力が求められている。

文書(Documents)とは自分の主張を、あるいは事実(現状)を、受け取り手側(読み手)へ理解して得るためのツールである。つまり、受け取り手側から賛同を得るために、あるいは受け取り手側を味方にするものである。一方では争点を明確にさせることで揉め事が早く解決できるメリットもある。

「論理的文書」を作成するためには、二つの要素が欠かせない。ひ とつは、論理的に文書を構成(展開)する ことである。もう一つは、平明に分かりやすく「文章」を記述する ことである。

日本人が慣れ親しんだ表現で作成する文書を、外国語へ翻訳することは困難である。その原因は、上記二つの要素が適合していないからである。



皿-03.「文明日本語」とは何か、

例えば、科学技術の世界において、電気の流れは民族と文化に関係 なく、どこにおいても同じ原理で流れる。どれくらいの容量の電気が、どこで生まれ、何を通して、どこからどこへ、どのようなタイミングで、何のために流されているのかは、英語でも日本語でも正確に同じに記述できる。

違いは、使われる文字と、記述の順序と言葉(単語)だけであり、これらは問題なくそれぞれの言語に転換できるはずである。

日本語を他言語へ翻訳する場合も、普遍的である文明の言語(文明日本語)で論理 的に明快に、やさしく記述されていれば異なる言語の間での翻訳は、比較的容易な 作業となる。

技術の説明は基本的に文明の言語で行われる

知的財産化とは、発明、ノウハウ、システム、製品といった知的財産を文書(Docum ents)にして書き残すことである。ただし誰もが理解できる平明な文書が求められるのは当然である。それは、文書によって開示された知的財産が国や企業あるいは世界で共有、伝承され、「知」の生産へ繋げることを目的にしているからだ。これが「知的創造サイクル」だと考える。

ところが我々日本人は、文書に対してあまりにも無頓着であるがため、それらの知的 財産を世界へ向けて正確に伝えることが出来ていないのが現状である。



Ⅲ-04.「特許明細書」とは何か、

特許明細書とは、国際出願での PCT(Patent Cooperation Treaty)の約束の下では、 国内出願の優先権は認めるが、それを英語で提出するときは、国内 で出願した内容 と同じ事項を記せ、となっている。当然であろう。

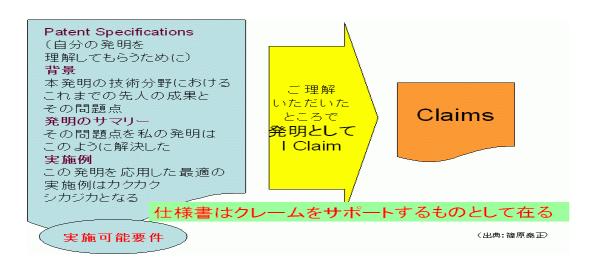
優先権を認めた出願と英語で記述されたそれが異なる記述であれば、そこで主張されている発明が別物となってしまう恐れがでる。つまり諸国に出願した各国特許明細書の整合性が取れていない可能性があることだ。

繰り返すが、特許明細書は「発明技術の説明書」である。米国では、単に技術文書の一つであり、より限定すれば英語での表記(Patent Specifications)とおり、発明に関する仕様書との位置づけである。

特許明細書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」 という誤解があるようだ。「特許明細書は技術用語と法律用語を駆使したなにやら特殊で難しい書き物である」と言う誤解は、今すぐに解くべきである。

確かに特許明細書の中にある【特許請求の範囲】(クレーム) は、発明の権利を主張する文書であるから特許法で規定されている。しかし、明細書部分を読んで理解いただいた処で「アイ・クレーム」となる流れであるから明細書部分は分かり易い普通の文章で書かれている。【クレーム】を除けば特殊な文章は無い。

つまり特許明細書は、発明技術の説明書であるから文才は要らない。「文明用語」で 事実を伝えるだけで、基本的に「文化用語」を使う必要はない。



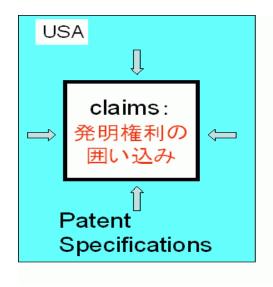
Ⅲ-05.特許の理念は世界共通である

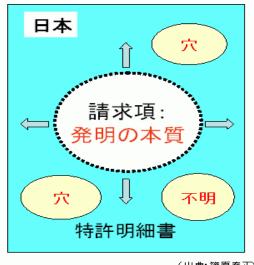
特許の理念は世界の共通意識であっても、その経営は各国独自のはずである。「特 許権利は取りたいが、発明の内容は隠しておきたい」なんて虫のいい話はビジネスの 社会ではあり得ない。特許出願したからには発明を明確に開示する義務がある。開 示したくなければ特許出願をせずに守秘する方法を考えれば良い。これが世界共通 の意識であると考える。

自国の特許法に詳しい人の盲点は、自国の法の基盤にある原則は、他国のそれ同じ であると思い込むことである。例えば、「日本の特許明細書(請求項を含む)と米国の Patent Specifications (Claims included)は、同じ構成になっていないという事 実すら理解していないのでは?

米国のクレームシステムは境界型で主張するシステムである。つまり発明権利の囲 い込みである。日本は発明の本質だけをグダグダと述べ、肝心の「発明権利の囲い 込み」は強固ではない。

特許仕様書(明細書、請求項を含んで)は、日本語で明快に世界標準を意識した文 書構成(展開)で作成することである。文書の様式だけ外国式にしても国内出願用に 作成された日本語文章からは、バイリンガルの神様でも英語に翻訳できない。何が記 述されているのか意味がわからない文章は料理(転換)のしようがない。





(出典:篠原泰正)

Ⅲ-06.世界で通用する、戦える特許明細書が必要

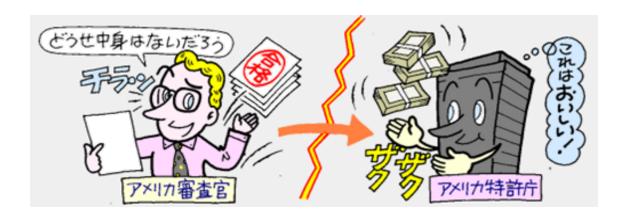
日本は、「成熟・衰退期」を経て「変革期」を迎えている。国内への特許出願は減る傾向にある。しかし厄介なことに日本が苦手としている IT 関連技術に関する外国出願は増え続ける。

例えば、「IOT 関連」の特許明細書は、論理的思考を身につけていな ければ、とても じゃないが書ける代物ではない。IP戦争とは詰まるところ言語の戦いであるから、世界での戦いの武器は、残念ながら日本語でなく英語である。

現地特許代理人とのやり取りは、当然ながら英語(English)で行われる。彼等の仕事用語は自国語と英語である。彼らの英語能力は高い。誤解を生じない伝わる英語で、やり取りできなければ世界で戦える強い特許明細書は作れない。すなわち「強い特許・戦える特許」は取れない。

日本が抱えている課題は「グローバル知財」で活躍ができる「知財人材」が不足していることである。そのことが外国出願の諸トラブルを招いている一因でもある。日本が「グローバル知財」への対応が遅れている大きな理由は、多くの日本人が世界へ発信するための言語に対して無関心であること、文化に根差した日本語が技術の説明に適さないことを強く認識していないことにある。

つまり「以心伝心・阿吽の呼吸」で、読み手側が自分なりに解釈するという日本特有の 文化に根ざした言語が「グローバル特許明細書」の中でも使われており、その日本語 表現が外国語への翻訳を難しくさせ、誤訳、意味不明の記述を蔓延させている。



Ⅲ-07. 日本から外国へ出願する特許明細書の現状は、

特許翻訳は、なぜ悩ましいのか。翻訳を悩ましくさせるその原因は、翻訳が難しい日本語文章を書く側にも原因がある。この事実を当事者である翻訳者が勇気を持って発信すれば改善されていくと思う。翻訳者は、どのような日本語表現が翻訳困難なのか、どう改善すればよいのかを、クライアントへしっかりと説明し、納得して頂く勇気を持って欲しい。

余談になるが、"翻訳者に総ての責任を押し付けられては困る でしょう"と、翻訳を業としている方々に聞くと、皆さん"そう だ、そのとおり"と相槌を打つ。"では、何故そのことをクライアントに言わないの"と聞くと、クライアントは不快感を抱き、"訳せないなら他の翻訳会社に出すから"ということで仕事が来なくなるらしい。

- 1. 特許仕様書(明細書)の作成は言葉の遊びではなく言語の戦いである。
- 2. 文書を重要視(品質管理)する文化が日本企業には皆無である。
- 3. 諸悪の根源は全て、曖昧(ファジー)から生まれる。
- 4. 読んで(詠んで?)意味不明の文書はビジネスの社会では通用しない。
- 5. どちらともとれる「言い訳」のつく文書は、グローバル社会では通用しない。
- 6. 日本語を日本語に翻訳するという「極めて愚かな」作業が強いられる。
- 7. 現状での「外国特許明細書の作成プロセス」では、欠陥品の文書が必然的に出来上がるのは当然である。



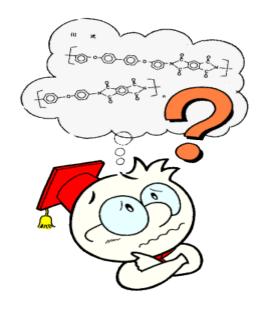
Ⅲ-08. 虚しい「日⇔日翻訳」から解放すべき

では、翻訳現場では一体どうなっているのであろうか。英語への翻訳が難しいのは、 日本語を日本語へ翻訳する「日⇔日翻訳」の作業にある。翻訳者のエネルギー(*) の多くが、この「日→日翻訳」に宛てられている。(*)翻訳コストの殆どが、この作業に 掛かっている。

日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語 の「読解」に苦労しているのが現状である。実に虚しいことである。「日→日翻訳」は生産性が悪いだけでなく翻訳品質にバラツキが出る。

"技術の内容に詳しく、曖昧日本語を理解できる「スーパー翻訳者」を求む"といっても、それは無理な相談である。たとえ居たとしても勝手に解釈して翻訳することはタブーである。翻訳者は、与えられた日本語の文面に合わせて「忠実翻訳」するのが鉄則である。

日本人が読めば、なんとか理解できる文章でも、曖昧で意味不明な 文章は、誤訳を招く。例えば、係り受けが不明瞭、主語が無い、と いった文章を翻訳することは困難で、神業がいる。例えば"主語は翻訳者 が考えて下さい"これは甚だ無責任である。また、言語としての日 本語の観点から、例えば「テニオハ」の使い方の誤りなど正す必要があることも強く訴えておきたい。





Ⅲ-09.日本も始めるべき「平明日本語運動」

日本は「成熟・衰退期」にあり、国内への特許出願は減る。ただし 外国出願は増え続ける。現地特許代理人とのやり取りは、当然なが ら 英語(English)で行われる。彼等の仕事用語は自国語と英語である。彼らの英語能力は高い。誤解を生じない伝わる英語で、やり取りすれば解釈の違いもなくなる。

ただ問題は「グローバル知財」で活躍ができる「知財人材」が日本の中で不足していることである。そのことが外国出願の諸トラブルを招いている。日本が「グローバル知財」への対応が遅れ「ガラパコス化」している理由は、繰り返しになるが多くの日本人が、①世界へ発信するための言語に対して無関心であること、②日本語が技術の説明に適さないことを強く認識していないことにある。

世界の共通語である英語と互換性が取れる日本語で書けば、翻訳ソ フト(AI)の支援が受けられる。何故なら 英語は極めて構造的 であるからだ。この英語の利点を我々日本人は大いに利用すべきである。

―英国、米国でも続けられている「平明英語」運動―

もう四半世紀以上も前から、英国と米国で続けられている「平明英語」(Plain English) 運動が、分かりにくい文書の最たるものとして槍玉に挙げてきているのが、法律家(a lawyer)が作成している裁判の判決文であり、また官僚が作成している官公庁の各種フォーム文書である。

この事を知ったとき、日本社会でも英米社会でも、法律家や官僚というのは、どこでも同じなのだと笑いを押さえることができなかった。違うところは、英米社会では、どのような文書であれ、平明に作成しようという運動が行われているのに、日本では無頓着に難解文書が放置されたままである。

世界の人々に何ごとかを伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、論理的に明 快に記述する能力を高めなければならない。我々日本人は、この世界の共通事項を 論理的に明快に伝えるため、もう一つの日本語を持つことが必要である。(篠原ブログ から引用)

Ⅲ-10.翻訳ソフトの支援が受けられる日本語で書く

英語と互換性のある日本語を書くことに慣れてくれば知財従事者の 英語力と論理力 は格段とアップしていく。「グローバル知財」で活 躍ができる「知財人材」が育つこと 保証つきである。 いま外国出願で抱えている問題は、多義的で曖昧な「日本特許出願 明細書」から「忠実翻訳」された日本特有の英語、つまり「和製英 語(ジャパングルシュ)」が、英文特許明細書の文中に含まれていることである。

"伝わる英語へ翻訳するのが翻訳者の仕事だろう"と翻訳者へ責任 を押し付けられても、それは困る。曖昧で意味不明の日本語表現で あれば、どんなに翻訳者の腕がよくても英語(オープンイングルシュ)へ翻訳することは難しい。翻訳しやすい日本語表現に整えて翻訳依頼するのが依頼者側に求められる最低の「マナー」でもある。

これからの翻訳者のあるべき姿は、翻訳ソフトを使いこなし、これまでの翻訳知識と 経験を吹き込んで、万全の翻訳文へ作り上げる「デジアナ型」である。翻訳英語型に 近い日本語で書かれていれば、翻訳者は翻訳ソフトの支援を受けながら万全の翻訳 作業を進めることができる。

翻訳仕事はデジタル技術とアナログ知識の合体(融合)作品である。文法に則った文書は人にわかり易い。文法に則った文章は翻訳ソフトに優しい。それは翻訳ソフトにとって記憶し易い、分析し易い、訳し易いということである。例えば、

● 元の日本語は:取り扱いが容易な部材がベルトコンベア上に適切に配置されている。

英語(機械翻訳)

The member that the handling is easy is suitably located on belt conveyor.

● 修正した日本語は:

- 部材がベルトコンベア上に配置されている。
- •その部材は取り扱いが容易である。
- ・その配置は適切である。

ı

英語(機械翻訳)

A member is located on belt conveyor.

The handling is easy for the member.

The arrangement is appropriate

●【例】: 英文特許を分割し、機械翻訳された例

12	Abstract:	アブストラクト:
13	Audio and/or video content is remotely stored.	音声および/またはビデオ内容は、遠隔で格納される。 。
14	A portion of the remotely stored content	遠隔で格納された内容の一部は
15	is transferred to	転送される
16	and stored in a mobile on-demand audio and/or video content output device.	そして、移動オンデマンドのオーディオおよび/また はビデオ内容出力装置に保存される。
17	In addition,	加えて、
18	a link is transferred to and stored in the mobile output device.	リンクが転送され移動出力装置に格納される。
19	The link is associated with the content portion	そのリンクは、内容部と関係している
20	stored in the output device	<出力装置に保存された
21	and points to another portion of the remotely stored content	そして、遠隔で格納された内容の他の部分を指摘する
22	that is related to the content portion locally stored on the mobile device.	<それはモバイル機器にローカルに保存された内容部 に関する。
23	In response to a user command	ユーザ命令に応答して
24	entered on the mobile device,	<モバイル機器に入力された、
25	the related portion of the remotely stored content	遠隔で格納された内容に関連した部分は
26	is accessed using a two-way wireless communications system	双方向無線通信システムを使用してアクセスされる
27	and is transferred from the database to the mobile device for output.	そして、データベースから出力のためにモバイル機器 まで移される。
28	Claims:	諸求の範囲:
29	1.	1.
30	A method of outputting content to a user,	ユーザに内容を出力する方法。
31	comprising the acts of:	以下の行為から成る:
32	using a first receiver to receive first information from a wireless signal,	無線信号から第1の情報を受け取るために第1のレシー バを使用すること、
33	wherein	そこにおいて、

<印は修飾関係を示しています

Ⅲ-11.知財文書の品質を守るためには、

「規準特許出願明細書」が必要

翻訳ソフトで70~80%の翻訳品質が得られれば翻訳作業の生産性 は飛躍的に上がる。あとは翻訳者の知識と経験を吹き込んで万全の翻訳品質を目指せばよい、翻訳ソフトで得た翻訳は、腕の良い翻訳者であれば、正しく翻訳された単語や文節部分と、誤って翻訳された単語や文節部分(使えない)を判別することがで きる。

誤訳された単語や文節を正しく修正しての辞書を構築していけば、社内の「翻訳知的基盤(インフラ)」は飛躍的に充実(育つ)し、翻訳品質は劇的に高まるはずだ。

プロ翻訳者の手によって万全に仕上げられた、この「英文特許出願明細書」を世界各国へ出願する「基準特許明細書」にすれば良い、この「基準特許明細書」を各出願国の現地代理人へ渡せば各国間のバラツキは少なくなる。

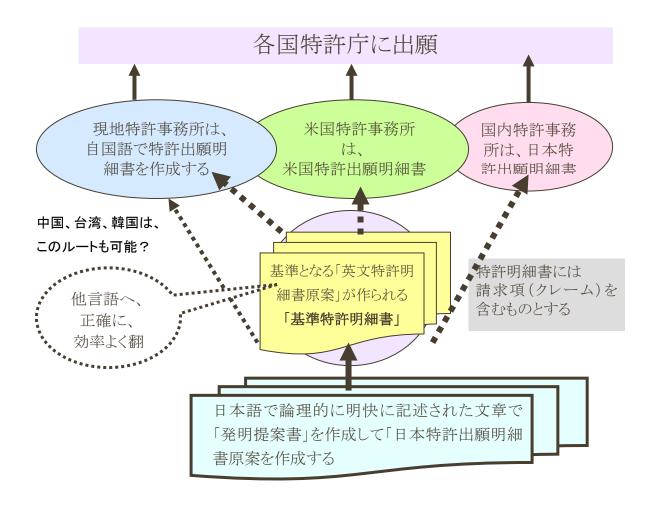
文書品質の管理基準となる、この「基準特許明細書」が齎す効果は、欧州語、露語、 北京語など、他言語への翻訳にも翻訳ソフトの支援が受けられ現地代理人にも歓迎 される。

信頼できる現地代理人の手によって自国の「特許出願明細書」へ仕上げて貰えばよい。現地代理人の翻訳を確認する場合でも、翻訳ソフトで逆翻訳して英語へ戻し「基準明細書」と比較すれば、確認したい箇所や質問もしやすい。

「和製英語」を、そのまま渡したのでは各出願国での「翻訳バラツキ」が大きく、各々の国が違う内容の「特許出願明細書」になって収支がつかなくなる。「基準特許明細書」は、社内の「文書品質管理体制」を築くだけではなく、劇的なコストダウンが実現できる。こんな美味しい改善策は他に無い。

とにかく日本から外国へ出願する「トータル費用(翻訳費用、チェック費用、 OA 対応費用、訴訟費用など)」は半端な額でなく増え続けていく。英語を公用語にしている国と比べ、まずコスト面、品質面で大きなハンデイを抱えて いることになる。この根本的な問題を早く改善しない限り「日本知 財村」の将来は惨憺たる状態になるであろう。

―このように改善すれば世界各国と共通の特許明細書が作れる―



【関連情報】:特許明細書の品質を高め、知財コストを劇的に削減する方法は、こちらから https://www.ipma-japan.org/files/contents037-01.pdf

Ⅲ-12.知財関係者へ、これだけは伝えておきたい

- 1):特許明細書は「発明技術の説明書」である。<u>技術の説明には「文才」は要らない</u>即ち誰もが理解できる日本語で書くこと、他言語に変換することを意識して書く。その「心」が必要である。
- 2):特許明細書は、背景(文化)の異なる人たちにも理解できるように分かりやすく明確に記述する義務と責任を負う。そのためには論理力(思考)を身につけ、記述する訓練をする必要がある。日本人は論理的表現が苦手と言われている。<u>英語が論理的表現に適している言語とすれば、その対極にあるのが日本語である。</u>
- 3):我々は文化を同じくするもの同士であれば、情報の意思の交換に何ら支障もない言語を手にしているし、他言語のそれを日本語に転換する上での柔軟性も十分に持った言語を母語として享受している。しかし、一方において世界の人々を相手として意識したときに、誰にでも理解できる平明な普遍的表現で、ということを我々日本人は意識してきたであろうか?残念ながら否である。実は日本語は極めて柔軟性の高い言語で、これを論理的に表現することは、十分に実現できるのである。
- 4):技術は、普遍性のあるものであるから、それを記述する際には、文化的な要素はできるだけ排除されている。つまり、米国特許明細書を読む上で、アメリカ文化は、知らなくても良い。従って、オープンイングリッシュの一つとみなすことができる。
- 5):特許の権利は、言語で請求する(claim)必要がある。発明の現物を示しても誰も認めてくれない。世界の中で唯一の汎用言語は英語である。従って、世界の中で権利を主張するためには、否応なく、英語で行なうことが必要となる。そこでは、単に文法的に正しい英語で記述するということだけではなく、権利を獲得するために、<u>英語のベースとなっている思考方式(ルール)の上で主張する必要がある。</u>
- 6): 詰まるところIP(知財)戦争とは言語の戦争である。世界で使われる言語は英語である。日本にとって、これほど不利な条件で戦わなければならない例は、歴史上一度もなかった。製品の品質や価格で勝負するのとは違う舞台で戦わなければならないのである。そのためには、英語にも強く、情報分析もできる数多くの、グローバル世界で活躍が出来る「知財人材」をできるだけ短期間に育成しなければならない。

- 7):日本企業の製品に対する品質チェックは厳しく、品質保証体制がしっかりと構築されている。品質に疑問があれば、出荷を停止する抑止力も働く(最近は怪しい・・・)。しかし、外国へ特許出願する特許出願明細書の品質チェック体制がない。不良品と分かっていても平気の平左で出荷しているとすれば大罪である。大金をドブに捨てているだけでなく、改善をしようともしない現実が信じられない。
- 8):特許明細書の【特許請求項】、クレームは特殊な記述方式が取られているので、一見したところ難解である。発明の詳細説明も、漏れがないように詳細に書かれているので読んでいて嫌になるが、<u>背景や要約は通常の文書文である。</u>むしろ、論理的に、構造的に記述されているので、理解は得られやすい。
- 9): 英文特許明細書を読むことは難しいと言われているが、実は大きな考え違いをしている。アメリカ特許法には「誰もが理解できるように書く」ように規定されている。ということは曖昧な言い回しはなく、事実を明確に論理的に記述しているだけである。従って、英文特許文章の英文構造をひもといて、いくつかの構造パターンを身につけてしまえば、スイスイと読めるようになる。
- 10):特許明細書は文明としての技術を言語で記述したものである。また、発明を開示してその権利を獲得するために、そこには一定の様式、あるいは常用の様式があるのは当然のことである。意味不明の特許明細書が及ぼす経済的損失は膨大である。例えば、
- ①特許庁の審査が非効率 ②先行技術調査の手抜き ③研究開発の重複 ④学生の技術離れ⑤ ライセンス収入が得られない ⑥特許訴訟の餌食になる ⑦侵害を排除出来ない ⑧機械翻訳が出来ない ⑨人間翻訳で誤訳が出る ⑩日本人の知性が疑われる…等

【あとがき】いろいろと能書(米国特許公報の分析、曖昧日本語が齎す弊害など)を述べてきたが、これら全ては篠原先生の受け売りである。自分(発明くん)の英語能力は皆無に等しい。しかし、文化が言語を作ることから、世界へ「物・事・考え」を伝えるための「文明言語」を持つことの必要性など、たくさんのことを教えてもらった。これが我々の「文明日本語運動」のキッカケとなった。先輩、篠原泰正さんの学識の深さに尊敬をしている。(発明くん)

